

平成30年度 第1回熊本市障害者施策推進協議会議事録

日 時

平成30年7月30日(月) 14時～16時

場 所

熊本市役所別館自転車駐車場8階会議室

出席委員(順不同)

相藤委員(会長)、一門委員(副会長)、市原委員、熊川委員、古賀委員、潮谷委員、中山委員、西委員、福島委員、松村委員、丸住委員、水田委員、宮田委員

欠席委員

勝本委員、興相委員、田中委員、多門委員、永友委員、早咲委員、日隈委員

議事次第

1 開会

2 議事

(1)「熊本市障がい者プラン」及び「第4期熊本市障がい福祉計画」に関する
施策の実施状況報告

(2)新「熊本市障がい者プラン」の策定について

3 閉会

配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・資料1 熊本市障がい者プランに関する施策の実施状況等について
- ・資料2 第4期熊本市障がい福祉計画の達成状況等について
- ・資料3 障がい者プランの策定について
- ・資料3(追加)熊本市障がい者プラン構成(案)
- ・資料3(別紙)福祉に関するアンケート調査
- ・平成30年度第1回熊本市障害者施策推進協議会 委員事前意見・質問一覧

議事

<p>進行</p>	<p>1 開会</p> <p>ただいまより、平成30年度第1回熊本市障害者施策推進協議会を開催いたします。本日は、勝本委員、興梠委員、田中委員、多門委員、永友委員、早咲委員、日隈委員より欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>2 事務局挨拶</p> <p>事務局挨拶といたしまして、障がい者支援部長の山崎広信からご挨拶申し上げます。</p>
<p>障がい者支援部長</p>	<p>本日は、ご多忙のなか熊本市障害者施策推進協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日頃より本市の障がい福祉施策へのご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。</p> <p>本協議会におきましては、これまで本市の障がい者施策の実施について評価、ご審議、また貴重なご意見等いただいております。昨年度は、第5期熊本市障害福祉計画の策定にあたり、多数の貴重なご意見、ご提案を賜り重ねてお礼申し上げます。</p> <p>本年度は、本市の障がい者施策の基本的事項を定める、熊本市障がい者プランの次期計画を策定することとなっており、本協議会におきましてもその策定に向けた審議が中心となってまいります。平成26年度に実施いたしました現プランの中間見直しの後、障がいのある方を取り巻く状況が変化しており、特に本市では熊本地震を経験し、障がいのある方を含め、誰もが安全に安心して生活できる環境の整備が求められている状況でございます。</p> <p>新たなプランは、このような状況の変化やさまざまな課題に適切に対応することができるものにしたいと考えておりますので、後ほどご説明いたしますが、本年度も複数回開催する予定でございます。委員の皆様には様々な観点から、忌憚のないご意見、ご提案を賜ることができればと存じております。</p> <p>最後になりましたが、引き続き皆さまのご協力をお願い申し上げます。本日はよろしくようお願い申し上げます。</p>
<p>進行</p>	<p>続きまして委員の変更についてご報告します。</p> <p>これまで熊本県立熊本支援学校から委員のご推薦をいただいておりますが、本年度の会議から熊本市立平成さくら支援学校校長の市原浩幸様にご就任いただいております。本来であれば市長から直接委嘱状を交付すべきところですが、机上配布とさせていただきます。</p> <p>市原様、よろしければ一言お願いします。</p>
<p>市原委員</p>	<p>これまで、熊本県立熊本支援学校が担っていたことを、熊本市立平成さくら支援学校にお話をいただきましたので、引き継いだ形で貢献できればと思っております。</p>

	<p>市立の学校として、市全体を見ながら学校運営をしなければなりません が、学校の考えや想いをこの場で反映できるようお役に立てればと思っ ています。よろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>人事異動により、熊本県障がい者支援課からのご推薦の委員が永友義孝様 に変更になっております。永友様におかれましては、本日は欠席のご連絡を いただいています。</p> <p>また、水田博志様は熊本大学医学部附属病院に所属されていましたが、こ の4月から熊本市病院事業管理者に就任されておりますのでご紹介します。</p> <p>それでは、協議会の議事に移ります。これからの進行は相藤会長にお願 いいたします。</p>
相藤会長	<p>2 議 事</p> <p>(1)「熊本市障がい者プラン」及び「第4期熊本市障がい福祉計画」に関 する施策の実施状況報告</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>議事(1)は「熊本市障がい者プラン」及び「第4期熊本市障がい福祉計 画」に関する施策の実施状況報告についてということです。</p> <p>まずは、「熊本市障がい者プラン」の実施状況について事務局よりご説明 をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1「熊本市障がい者プラン」に関する施策の実施状況について、説明 させていただきます。</p> <p>資料の説明に入る前に、障がい者プランの位置づけについて、改めてご説 明します。障がい者プランは障害者基本法に基づく市町村障害者計画であ り、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた計画です。現行の プランは平成30年度までが計画期間となっています。</p> <p>今回は事前に資料を送付させていただいておりますので、それぞれの詳細 についての説明は省略しますが、事前質問を委員の皆さんからたくさんい ただいておりますので、後からお答えしたいと思います。</p> <p>はじめに、熊本市障がい者プランの施策の体系を掲載しています。</p> <p>基本理念である「自立と共生の地域づくり」があり、その下に7つの分野 別の施策を定めています。また、分野別施策の下に施策の方向性があり、そ の中で取り組む基本的な事項を定めています。施策の方向性の中で具体的 な取り組みが盛り込まれています。</p> <p>次に、重点施策の実施状況等についてご説明します。</p> <p>障がい者プランの重点施策として位置づけている2つのプロジェクトで ある「生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト」と「社会参加促進プロ ジェクト」の平成29年度の取り組み状況と今後の方向性と課題、成果目標</p>

を記載しています。それぞれのプロジェクトの成果指標については、昨年度障がい福祉計画の策定時に行った当事者アンケートに基づいた数値となっています。

重点施策1の「生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト」では、障がい者相談支援センターの認知度を挙げており、平成26年度に比べると認知度は上がってきていますが、目標値まで達していないことから、今後も引き続き周知を図っていきます。

続いて、重点施策2の「社会参加促進プロジェクト」では、熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思える割合を挙げており、平成26年度に比べるとやや下がっている状況です。そのため、今後は各種サービスや制度に関する周知やニーズの把握に努めていく必要があると考えており、今回の新プランの策定に当たっては、様々な意見を踏まえて反映をしていきたいと考えています。

今年度についても当事者アンケートを行っていますので、集計結果がわかり次第、機会をとらえてご報告する予定にしています。

次に、分野別施策の実施状況等についてご説明します。

最初に具体的取り組みの平成29年度実績の評価の一覧を記載しています。評価については、Aが実施、Bが一部実施、Cが未実施の3つの評価になっています。今回評価がB、Cとなっている項目がいくつかありますので、30年度の実施状況によってA評価になるよう取り組みを進める必要があります。また、A評価であっても、これからさらに取り組みを進めるものもありますので、今後着実に進めていきたいと考えています。

それぞれの取り組みについての詳細については、以降のページで整理をしています。平成29年度の取り組み実績、評価、今後の方針等、そして、平成30年度の取り組み予定について記載しています。これらの説明については、時間の関係等から省略します。

ここで、1点、資料の修正をお願いいたします。16ページをお願いいたします。「 疾病の予防」の項目の評価が記載されておりません。こちらの評価はA評価です。評価の内容が「H29年度集計中」となっていました。234人となります。こちらの修正をお願いします。

それでは、委員の皆さんから事前にいただいたご質問について、それぞれの担当課から説明を行います。

資料「平成30年度第1回熊本市障害者施策推進協議会 委員事前意見・質問一覧」をご覧ください。

質問番号1

重点施策1と2に関するご質問です。意見・質問については、要約をして

説明させていただきます。

2つのプロジェクトにおいて、その実現には多くの市民との連携、共生が不可欠であり、まちづくりセンターとの連携を無視した取り組みはありえないと考えており、福祉分野のみならずあらゆる分野が我が事として取り組むことで実質的な成果を挙げられるのではないかと考えています。新プランについては、障がい者も含めた全ての市民が共に安心して暮すまちづくりが土台となるようなプランを検討して欲しいといった内容でございます。

回答としましては、地域共生社会の実現が求められている中で、まちづくりセンターとの連携は必要不可欠だと考えております。既に、今年度からモデル事業として実施している地域支援事業。こちらの中で、障がい者相談支援センターとまちづくりセンターが連携した取り組みが始まっており、これから全市的に広がっていくことを期待しております。

また、障がい者の理解啓発についても、まちづくりセンターと連携をしながら地域への働きかけを行っておりますので、新プランへの反映も今後検討していきたいと考えております。

質問番号 2

資料1の1ページの広報啓発活動の推進に関するご質問です。

意見の概要としては、平成30年度の取り組みとして、桜町再開発ビルにおける、障がい毎の啓発シンボルカラーの無償ライトアップの実現を追加して欲しい。一般的なイベント時だけでなく、障がいへの理解啓発のためにもライトアップを熊本市の取り組みとして実現することを明記して欲しいというご意見でございます。

これに対する回答ですが、障がいについての理解の促進、啓発につきましては、私どもも重要な施策と位置づけておりまして、これまでポスターの掲示や市の広報媒体、SNSを使いながら、また、地域での出前講座を行ったり、そういった様々な手法で取り組んでおりますが、更に進めていく必要があると考えております。今回ご提案をいただきました、障がいの理解啓発のための桜町再開発ビルのライトアップを実施することについては、関係機関等との調整も必要かと思っておりますので、今後の検討が必要かと思っております。

質問番号 3

資料1の3ページ「職員等への啓発」をご覧ください。こちらの質問については、担当課が教育委員会総合支援課ですが本日欠席しておりますので、代わりに説明いたします。

ご意見として、「特別支援教育及び通級指導教室担当教員への研修等の実施」と資料にあるが、校長等の管理職を含む全ての教職員を対象とすることができないのかといったご意見です。

	<p>ご指摘の研修については、特別な支援を必要とする児童、生徒に指導や支援を行う教員に対して、指導力を向上させる目的で実施しています。管理職については、校長会が主催する特別支援教育に関する研修を年1回程度実施しているところです。また、各学校においては「笑顔いきいき特別支援教育推進事業」を活用し、各学校のニーズに応じて専門家を講師として招聘し、全職員への研修を実施しているというところです。</p> <p>質問番号4</p> <p>資料1の5ページをご覧ください。「施設の有効活用」についてです。熊本地震で被災した希望荘に関して、復旧工事の際に、施設内に無料Wi-Fi化を行うよう要望するというご意見です。</p> <p>このたびの工事に関しては、熊本地震からの復旧に関する国の補助金を活用することとしております。その要件は、原形復旧とされているため、それを最優先に工事を行う予定としています。しかしながら、Wi-Fiの設備に関しては、現在IT化や情報技術の発達で、Wi-Fi設備も当たり前の環境になっている状況は重々承知しているところですので、他の市有施設の状況も踏まえながら慎重に検討させていただければと思っております。</p> <p>質問番号5</p> <p>質問番号5から7は、資料1の8ページ「家族支援の充実」についてです。中山委員から2点、松村委員から1点のご質問をいただいております。子ども発達支援センターから説明いたします。</p>
子ども発達支援センター	<p>中山委員のご質問についてですが、当センターはこれまで親子グループと、保護者グループの2つの事業に取り組んでまいりました。親子グループは、親子で参加できる療育活動で、保護者グループは、子どもが受けた診断について理解を深める勉強会です。近年、参加者が減ってまいりました。それは、児童発達支援及び放課後等デイサービスが熊本市内にたくさんできてきたことで、そういった施設が代替していると解釈しております。</p> <p>そこで、29年度にはペアレントプログラムとペアレントトレーニングという2つの支援プログラムを試行いたしました。実績については記載のとおりです。この試行を踏まえて、30年度からは、ペアレントプログラムを6回シリーズの年4回、ペアレントトレーニングは8回シリーズを年4回計画しております。</p> <p>質問番号6</p> <p>続いての中山委員からのご質問ですが、ペアレントメンターの登録は良案だと思いますが、今できることとして、ペアレントトレーニング等を中心とした保護者支援の充実をまず図りたいと考えています。</p> <p>質問番号7</p>

	<p>松村委員のご質問でございますが、ペアレントプログラムについては、楽しく子育てをする自信をつけてもらうこと、それから、子育ての仲間をみつける機会とすることを目的とした子育て支援プログラムであります。先ほど申しましたように、6回シリーズを年4回計画しております。</p> <p>ペアレントトレーニングは、実施に応用行動分析とか、あるいは心理学を応用いたしまして、子どもの行動変容を念頭にした専門性が求められるプログラムであります。これも、先ほど申しましたが8回シリーズを年4回計画しております。</p>
事務局	<p>質問番号 8</p> <p>資料1の9ページ「 障がい児支援に関するサービスの充実」についてのご質問です。児童発達支援給付費について、29年度の決算額と比較し、30年度の予算額が減っているのはなぜかというお尋ねです。</p> <p>毎年度9月頃に次年度の予算編成を行います。障害福祉サービスの実績は2ヶ月遅れで給付状況がわかってきます。9月だと7月分までの給付状況を参考に、残りの8、9ヶ月分を見込むなかで誤差が生じ、結果として平成29年度の決算額を平成30年度の予算額が下回りました。当然、不足が生じた場合には適宜補正にて対応させていただいております。</p> <p>質問番号 9</p> <p>資料1の11ページ「 障がいを理由とする差別の解消」についてです。要約させていただくと、難病については、その恐怖感から理性を超えた無意識の差別が根底にあるため、言葉の重みを理解した上での啓発が求められることから、ご意見前段に記載の内容を加えていただきたいといったご意見です。</p> <p>こちらについては、障がい者サポーター研修の中で難病に関する啓発を今後も行っていくつもりですが、今回策定を予定している新しい熊本市障がい者プランへのご意見として表記や取り組むべき内容について参考とさせていただきますと考えております。</p> <p>質問番号 10</p> <p>資料1の20ページ「 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援」についてのご質問です。</p> <p>医療機関等に積極的に情報を提供していくことは資料記載のとおりですが、これだけではなく、難病患者に対して、認定マニュアルに基づいた認定作業がきちんと行われているのか、保健師や看護師など医学的な専門知識を有している者が認定調査にあたっているのか、この調査にあたって、家族への配慮や、認定調査員への助言を行うことで円滑に認定調査が行われているのか、または、業務委託する場合はそれを資格要件として入れているのか、</p>

というようなことをお尋ねになっているかと思えます。

認定調査の中では、とりわけ高度なスキルや調査時における様々な配慮等が求められる難病患者に対する認定調査については、ご指摘にある『難病患者等に対して行う認定マニュアル』を参考にして実施しています。実際に調査にあたっているのは、5区役所の福祉課に配置している認定調査員です。なお、認定調査員については、「熊本市障害支援区分認定調査嘱託員設置要綱」に基づき、看護師及び保健師等の資格要件を満たす者を任用しており、本市内で行う障害支援区分認定調査等について、業務委託は一切行っていません。全て、市が任命した認定調査員が直接携わっております。難病患者が適切に障害福祉サービス等を受けられるよう、制度周知用のパンフレットを作成し、区役所や総合出張所などの窓口を設置するとともに、市医師会などを通じて医療機関への周知などを行っているところでございます。

質問番号 1 1

資料 1 の 2 5 ページ「 地域における避難支援体制づくり」「 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備」に関するご質問です。

担当課が健康福祉政策課ですが、本日は欠席のため、事務局から説明いたします。

熊本市災害時要援護者登録の周知について、指定難病医療機関又は指定難病専門医に対しても行って欲しいというご意見です。

これまで、難病の方で災害時要援護者避難支援制度未登録者への登録干涉については、県が情報を所管していたため実施しておりません。本市では、指定難病医療受給者を含む避難行動要支援者の登録を推進する方針としておりますが、難病の方への制度の周知方法については、検討を行っていきたいと考えております。

質問番号 1 2

資料 1 の 2 5 ページ「 福祉避難所の拡充」についてです。

こちらも、健康福祉政策課に代わって説明いたします。

福祉避難所の協定は、福祉施設を中心に行われているが、難病の特殊性から、熊本市医師会とも協議を行い、院内の一部を開放してもらえるよう協定施設の拡充を行って欲しいというご意見です。

回答については、難病の方の避難先としては、まずは指定避難所への避難をお願いし、保健師等によるスクリーニング等を実施のうえ、福祉避難所への避難や、状況に応じて医療機関への受診を促すこととなります。協定により、医療機関を福祉避難所とすることは困難ではないかと考えております。

質問番号 1 3

資料 1 の 2 8 ページ「 教職員研修」についてです。

教育委員会総合支援課が担当しておりますが、事務局が代わりに説明いたします。

特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業費が29年度と30年度を比較し半減しているのはなぜかというご質問です。

平成23年度の事業開始以来、平成29年度までに県内外の先進的な学校へ延115人を派遣し、その実践を直に学びながら技術や知識の向上を図ってきたところであるが、今後は、その成果を各種研修会やインターネット上等で情報提供すること等を通して、本市特別支援教育の充実・推進を図っていくということでございます。

質問番号14

資料1の29ページ「事業主への啓発」についてです。

ご意見としましては、難病は働き方改革の中で、「病気と職場の両立支援」として記載されることになったが、その主旨を踏まえ、平成30年度の取り組みの中で位置づけをお願いしたいといったご意見でございます。

事業主への啓発については、障がい者サポーターの出前講座の実施を働きかけており、多様な障がいについて正しい知識の理解と普及に取り組んでいるところです。今後も、難病について理解を得られるよう啓発を行っていく予定としています。

質問番号15

資料全体に対するご意見です。

各施策における具体的な取り組みの実施状況において、数値の記載、例えば回数や期間、人数等の記載がなく、評価ができないといったご意見でございます。

実績が数値化しづらい項目もありますが、今後の実施調査においては、できるだけ数値を用いて実績をまとめ、評価できるようにしていきたいと考えております。

質問番号16

熊本市障害者理解促進事業として、30年度予算が未定となっているのはなぜか。1つ1つの項目で事業費がいくらになるのか教えて欲しいといったご意見です。

熊本市障害者理解促進事業の30年度予算は、1,697千円となっております。事業の内容が多岐にわたるため、項目別の事業費の算出が難しいのですが、予算額の大まかな内訳は資料の記載のとおりとなっております。

昨年度と比べて、ヘルプカードの予算分が増額となっております。

質問番号17

資料全体についてのご意見です。

	<p>社会参加の促進を図るため、熊本市においてもヘルプカードの更なる普及に取り組んで欲しい。その際、単に配布枚数を増やすだけでなく、以下のような取り組みを実施していただきたいという事で、取り組みの具体例をいくつか挙げていただいております。</p> <p>ヘルプカードについては、普及、市民への啓発、職員への周知等に積極的に取り組んでいくこととしています。資料には追加して記載いたします。</p> <p>ご提案の、カードのサイズや多様なバージョンについては、今後、取り入れられるものから取り組みたいと考えております。また、市電内の広告については、今年度実施予定としております。</p> <p>以上で、質問に対する回答を終わります。説明は以上です。</p>
相藤会長	事務局からの説明について、ご質問などがありましたらお願いします。
松村委員	<p>幾つか確認で質問させていただきます。</p> <p>まず、質問番号3についてです。学校現場での職員の研修について回答いただきました。確かにこういう事かと思いますが、私の質問でも挙げましたように、我々、保護者の立場で言いますと、研修の対象になっていない先生は学校の中では一人もいないのではないかと思います。いわゆる通常の学級の中でも特別な配慮が必要と思われる児童生徒が確実にいると、しかもそれが増加傾向に現実的にはあるという声を多くの先生方のお声として聴いている現状を踏まえると、やはり“特別な支援を必要とする児童・生徒に日々接している先生”とか、そういう限定したような研修運営、その枠組みそのものをいま一度検討していただいて、フレーム自体の見直しを積極的に検討していただけないでしょうかと思います。このご回答はご回答としてきちんと承りますが、そもそもの話として、この研修制度そのものの考え方をいま一度、現実に合わせて形で見直す方向でぜひ検討していただきたい。そういう考え方を次期のプランの中にも反映させていただきたい。そのためにも、福祉部局と教育部局が真の意味で連携を図っていただきたいと思っております。それと同じように、その後段で、「各学校のニーズに応じて…」とありますけれども、読み方によっては学校からのニーズがなければ何もしないと言っているかのようにも聞こえます。学校のニーズがあるかないかというのは、学校にお任せというようにも聞こえてしまいます。そこについては、当然、学校のことを誰よりもよく知っている、その学校の校長以下、現場の先生の声が最も大きいと思いますが、一方ではそこに更に横串を刺すような外からの見方も踏まえて、その学校に存在している課題、ニーズをきちんと多面的に捉えた研修を積極的に行っていくことも検討していただきたい。これは、今回のご回答を踏まえた要望ということでお汲み取りいただけ</p>

	<p>ればと思います。</p> <p>あわせて申し上げますと、質問番号13をお願いします。同じく「教職員研修」についての件です。質問しているとおり、予算が半減しているのはなぜかということで、回答を拝見する限り、要は29年度まで派遣していたけれども、派遣を見直して、それまでの成果を基に研修を進めていくということ、つまり、派遣はしないと読み取れるのですが、そのように理解してよろしいのでしょうか。その辺をもう少し、この回答を噛み砕いて説明いただければと思います。と言いますのも、やはり研修会やネットで情報を提供して、それを基に研修を深めるということが、過去7年、実際に派遣して現場で、その目で見、耳で聞き、体感してきた事というのが、大きな意味を持つのではないかと思います。それがいわゆる文書だけ、あるいはネットの動画とか資料だけで研修を深めるとなった時に、体感してきたノウハウが薄らいでしまうのではないかという危惧を持ってしまいます。これからの時代については、むしろもっと体感できる研修を増やしていくことが求められているのではなからうかと私は感じますが、それについて市の見解をお聞かせいただければと思います。</p> <p>最後に質問番号16について、障がい者理解促進事業の30年度予算についてはわかりました。</p> <p>いただきました資料を拝見しますと、29年度の同事業費が、私がざっと数えると約7項目にわたって載っていました。30年度を見ると、3つの項目に収れんされています。という事は、29年度にあったほかの項目については、30年度は当該事業としてはもうやらないということになるのでしょうか。この事業費を自由に運用できるというメリットもあるのかもしれないので、がっちり事業ごとに予算を分けていくことが運用を狭めるという懸念もあるかもしれませんが、必ずしもそうしてくださいと申し上げているわけではありませんが、全体的にかかる予算に偏りが出ってしまうということであれば、そこには何らかの理由をお聞かせいただければと思いますので、その点を説明をいただければと思います。</p>
相藤会長	<p>今のご質問に対して事務局より回答をお願いします。</p>
事務局	<p>3つご質問がありましたが、1点目はご要望ということで承ります。2点目につきましては、本日は総合支援課が欠席していますので、内容について確認のうえ回答させていただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>3点目の理解促進事業費については、29年度と30年度を比べて事業を減らしていることは全くございません。逆に言うと、29年度よりも強化して理解啓発に取り組んでいる状況で、今年度は特に積極的に地域に出向い</p>

	<p>て、出前講座等をしっかりやっていきたいと考えております。理解促進は要だと思っておりますので、頑張っていきたいと思えます。</p>
障がい保健 福祉課長	<p>お尋ねいただきました教育委員会の内容に対して、私が軽々に発言するのはどうかとは思いますが、松村委員のご質問の教職員の研修についてですが、確かに委員がおっしゃるとおり教育委員会として、全体の研修を通じて、教職員の底上げをまずは図っていく必要があると思えます。その上で、各学校のニーズにおいて、それぞれの事情に通じる研修をしていくことが好ましいかと思えますし、教育委員会もそのような方針で進めていくのではないかと思えます。</p> <p>派遣事業についてですが、派遣をしてきた予算が半減している。この状況をみると、全く派遣をしないということではなくて、派遣人数を少し減らしてあるのではないかと思えますが、松村委員がおっしゃったとおり、いろいろなことを、見て来て感じて来られた先生方がたくさんいらっしゃって、そのことが薄れてしまわないように、復講していくと、見て来たこと、感じたことをたくさんの人に伝えていく、そして研修に行った先生方は再認識しながら、この教育に当たっていかれると考えているのではないかと思う。これは確定的なところではございませんので、もう一度教育委員会に確認して、正確な返答を申し上げたいと思えます。以上でございます。</p>
中山委員	<p>まず、難病は福祉サービスの対象であることは周知のところでございます。ところで、難病をイメージした場合、一般市民からすれば医療の範疇であって、感染予防の対象であろうと深く意識の根底にあるのではないかと思えます。理性の部分では差別してはいけなさと分かっているにもかかわらず、いざ関わらざるを得なくなった場合に、例えば、うちの子供とのお付き合いはやめて欲しいとか、我が社では就労困難だろうとかでお断りされるケースが後を絶ちません。障がい者でも散見される事例ではありますが、難病当事者活動を続けて25年になりますが、とても難しさを感じているところです。</p> <p>さて、福祉サービスを使うに当たって、自分の体調と生活の困難性を事業者の説明をする際に、見た目状態が良いとサービスが付き難いといったことになりかねません。できれば主治医による診断の中で、福祉サービスの検討が行われればよいのですが、医師お一人で開業されているところやメディカル・ソーシャルワーカーなどの専門職員を配置されて居ないところでは、かなり不可能な状態だと言えるでしょう。福祉サービスが必要な人に行き届くことが難病の課題だと思っています。</p> <p>発達障がいについては、たくさんの方にお取り組み頂いていることがわかりました。ただ、私たちが注視しているのは、ペアレント・トレーニングはかなり高度な学習が必要であることから、初心者向けのペアレント・プログ</p>

	<p>ラムの回数を増やす方が大切だと考えております。子どもの行動を理解したり、察知したりと、本当にお母さん方の入門編なのです。そういうことから理解できた方が次のプログラムへと関わることで、お母さんがお母さんたちに伝達できるというところに良さを感じております。最初がうまくいけば、トレーナーにもなれるし、メンターにも育っていくと理解しています。これは予算的なものが必要なので、誰にでも委託できないと考えておられると思いますが、お母さん方のグループが自主開催をできる環境を創設が望まれます。大津町では、今年5回を計画しておられます。体験されたお母さん方がサブのコーチとして入って、同じ悩みを持つお母さん方のサポーターがどんどん増えている点です。</p> <p>今日は、たくさん説明をお聞きして理解も致しましたが、ぜひとも30年度、31年度以降も、参加したお母さんたちやサポーターが講義を受けたから終了ということではなく、市の予算を使って開催するわけですから、地域へいかに還元していくのかを計画に盛り込んで頂きたいのです。</p>
相藤会長	他に何かございませんか。
潮谷委員	<p>第1番目の問題として、啓発と理解についてもう少し施策を突っ込んでいただきたいと思います。というのは、障がい者に対しての差別、偏見は沢山あります。障がい者だけでなく、僕自身も差別を受けた経験があるのですが、もうすぐ終戦記念日が来ます。私は戦争で親を失い浮浪児になり、慈愛園で暮らしましたが、小学校3年の時に熊本市に引っ越してきました。小学校の転校生として、担任の先生に慈愛園と言ったら、「困るな」と言われました。その後で、職員の子もだと言ったら、先生が納得をされました。それほど、戦争で親を失った子どもたちは差別され、浮浪児として扱われてきた。そういう体験を私は持っております。</p> <p>だから、啓発と理解ということは、障がい児者問題ではずっと言い続けないう駄目だと思うんです。これから地域共生社会といわれておりますし、共生と自立ということも言っています。2年前、神奈川県はやまゆり園で30人近くが刃物で刺され、20人近くが死亡した。加害者の青年は、収監された今も障がい者は不要だと言っています。この人の父親は学校の先生です。施設で働いたこともあるのに、障がい者は不要という感覚を持っている青年です。基本的に、隔離をすると見えなくなりますから、周りの人は無知になる。無知になって、偏見を持ち、偏見を持ったら今度は差別をする。そしてまた隔離をする。この循環が断ち切れないうんです。おそらく、やまゆり園もグループホームに切り替えていくだろうと思う。つまり地域との交流を進めなければ、この問題は解決しない。ということは、この啓発と理解に</p>

	<p>ついては、小学生ぐらいからぜひ教育の中で続けていただきたいと思います。私は、今から40年前に熊本市からの依頼で障がい者の絵本を作ったことがあります。この絵本は、熊本市内の小学生全員に配布されたが、副読本であったため、あまり活用されなかったと思います。結果として、地域で共生する社会が果たしてつくれるのかどうか。この辺をぜひ課でも検討されて、やまゆり園を襲ったような青年が出ないようにしていただきたいと願って止みません。啓発・理解の項目をよろしくお願いします。</p>
相藤会長	<p>お願いということでよろしいでしょうか。</p>
宮田委員	<p>潮谷委員のご意見はほぼ同感です。</p> <p>また、松村委員の研修のフレーム自体をもう一度見直すというところに、共感というか思うところがありまして、意見を述べさせていただきます。</p> <p>先生方への研修ということですが、先生方は学校にいる私たちの家族などの学習や学校での生活に困難を感じている子どもたちの支援者です。支援者のスキルアップは必要なことですし、これを一般の生活に戻せば、我々事業者や家族もそうですが、支援する技術を高めていくというのは非常に重要です。その支援力を高めていくための研修は大いにやっていただきたいのですが、その時に、支援者と当事者家族というように言い切れると思うのですが、「と」という言葉です。これにこだわってみますと、支援者と当事者家族の一方的矢印ではなく、双方向的な矢印が必要なのではないかと。例えば、研修を先生方にされるにあたって、1時間でも結構です。家族が参加して、生活実態や支援の難しさを率直に述べ合って、それを共有するのが重要ではないかということが一つ。</p> <p>もう一つ。研修と申しますが、教育の問題です。家の子のことで申し訳ないのですが、事例として。私の子どもは生まれたときからうちの施設で生活しているわけです。そうしますと、私は精神障がいについては言葉で勉強しました。実体験も経験しましたが、主に言葉によって勉強しました。ところが家の娘は小さい時から見慣れているという語弊がありますが、いい意味で見慣れているので、発達障がいや、統合失調症の仲間の生活の様子が、目の動き、それからその時の雰囲気わかるんです。これはやはり原体験の違いだと思います。この原体験が非常に豊かであるために、残念ながら学校では特殊な子どもに見られて阻害されてしまったりするんですけれども。それは、それでお前の人生だからよいと。頑張っ乗り越えれば糧になるといっていますが、その原体験をいかに私たちが子どもたちに提供できるのかということなんです。例えば、熊川委員のライン工房が夏祭りをされると、地域の子どもたちはここになぜライン工房があるんだろうということ</p>

	<p>具体的に且つリアルに理解するんです。そういうことがその子どもたちの成長に大きく影響する。そういうことを改めて共通認識として持っておく必要があると思います。</p> <p>そういう意味では、今日の審議会に教育委員会の方が出席していないですよ。教育委員会の方が、小中高あるいは幼児教育も含めて、一人ずつ顔を出されると。障がい者の問題は障がい者の支援という一方向だけではなくて、共生ですから双方向で、しかも全体と一緒に生活しているコミュニティーの問題だという共通認識を私たちがいかに持つかというところが、行政、医療機関、支援機関、それから家族、当事者の温度差をなくす唯一の方法ではないかと思います。そういうことを潮谷委員のご発言から私も感じ取りましたので、意見又は提案として述べさせていただきたいと思います。</p> <p>フレームを作りなおすときに、双方向の共有というのをどう形にしていくか、それをぜひとも実現させていただきたいと思います。</p> <p>それから、発達障がいの支援については、色々工夫をされているということもたくさん資料でわかりましたし、私も市で色々な委員をさせていただく中では、今回の資料は非常に細密によくできている。市の方の努力、大変だったと思います。改めて御礼申し上げます。それから、子ども発達支援センターがおっしゃったABAを取り入れる事については、私も非常に賛成です。障がい当事者だけでなく、私たちどの人間にも当てはまるような、新しい心の発達を促す技法であると思いますので、そういうことを熊本市が取り入れていかれるということについては、大いに期待したいと思います。</p>
障がい保健福祉課長	<p>先ほどから啓発について色々なご意見をいただいているところでございます。</p> <p>まず、中山委員から身体障害者手帳の話がございましたが、身体障がいのある方につきましては、身体障害者手帳がないと、身体障がい者として実は認められないので、そこは色々な不利益が生じてまいりますので、医療機関に対しても我々から色々な機会を通じてお話を申し上げたいと思います。啓発については、熊本県に厚生労働省から県の職員として出向して来られた方がいつも私に言われていたことは、何かを理解してもらう、あるいは相手に何かをやりとげてもらうためには、相手がわかるまで言い続けてくださいとおっしゃっていました。では、そのわかるまでとは何かと。例えば、私がここで難病の話を皆さんに申し上げたときに、皆様が私の顔を見たときに、難病のことですね、となるまで言い続けなさい言うことをとおっしゃっていました。私はそのような考え方に基づいて、啓発についてはしつこく言い続けてまいりたいと思っております。プランの中にもしつこく載せていきたいと思っております。もちろん教育委員会の中にも色々なことを私のほうから</p>

	<p>申し上げたいと思います。くどく、しつこくやっけてまいりますので、どうぞよろしくをお願いします。</p>
相藤会長	<p>よろしくをお願いします。</p> <p>続いて、第4期熊本市障がい福祉計画の実施状況について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第4期熊本市障がい福祉計画の達成状況等（資料2）について、ご説明します。</p> <p>第4期障がい福祉計画は、平成27年度から平成29年度までの障がい福祉サービス等の見込み量やその確保のための方策等を定めたものです。</p> <p>平成30年度から新たに第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を定めていますが、第4期の計画期間が終了しましたので、29年度の実績を中心に3カ年の振り返りを行ったものが事前にお配りした資料です。</p> <p>1ページをご覧ください。障がい種別ごとの手帳所持者数を見ると、平成25年度から増加し続けています。特に、療育と精神の手帳所持者が増加傾向にあります。</p> <p>3ページをご覧ください。指定難病医療受給者証所持者数ですが、資料の数値の修正がありますのでお伝えします。平成25年度が5,508名、平成26年度が5,729名、平成27年度が6,005名、平成28年度が6,187名です。こちらは各年度末の数字となっております。難病の受給者の数は平成25年度から伸びていましたが、30年1月に指定基準が改定されたことに伴って、29年度は人数がやや減少しています。</p> <p>4ページをご覧ください。本市における事業所指定の状況について掲載しており、平成30年4月1日現在で事業所数の合計659件となっていて、平成29年度から大きく112件増加しています。特に、障がい児通所サービスの伸びがとて大きくなっています。</p> <p>5～7ページの計画で設置していた4つの数値目標の達成状況について説明します。</p> <p>5ページをご覧ください。「福祉施設入所者の地域生活への移行」については、2つの数値目標を挙げています。入所施設から地域生活への移行者数は、93人の目標に対して31人、施設入所者数は、31人の目標に対して7人と目標が達成できませんでした。要因としては、全国的な傾向でもありますが、入所者の重度化・高齢化等により、思うように地域移行が進まなかったことが考えられます。このようなことから第5期福祉計画では国の基本方針に基づいて目標値を下方修正しています。</p> <p>6ページをご覧ください。次に、「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」については、3つの数値目標を挙げており、3カ月と1年の退院率に</p>

	<p>ついては、目標値を達成しています。1年以上の長期在院者数は微減してはいますが目標値は達成できませんでした。退院支援制度や退院後サービス等の啓発が十分でないことも要因と考えられることから、今後も啓発に力を入れていく必要があります。</p> <p>次に、「地域生活支援拠点等の整備」については、国の基本方針に基づき平成29年度末までに1カ所設置するとしていましたが、これについては達成できませんでした。昨年、国から示された基本方針では、平成32年度末までに期限が延長されたことに伴い、第5期障がい福祉計画の中で平成32年度までには整備予定にしています。</p> <p>7ページをご覧ください。「福祉施設から一般就労への移行等」については、3つの数値目標を挙げています。「就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数」については、63人の目標に対して102人と目標達成しました。「就労移行支援事業所の利用者数」については、295人の目標に対して165人と目標値は達成できませんでした。「就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合」については、50%の目標に対して32%と目標値は達成できませんでした。このようなことから、第5期障がい福祉計画では就労移行支援事業所の利用者数については、国の基本指針に基づいて目標値を下方修正しています。</p> <p>説明を行った4つの数値目標については、第5期障がい福祉計画の中でも継続して数値目標を平成32年度まで設定していますので、目標の達成に向けて引き続き進捗管理を行っていきます。</p> <p>8ページ以降は、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の必要量見込と利用実績を掲載しています。資料を事前に配付していますので、今日は説明を省略させていただきます。なお、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画についても、毎年度進捗管理を行っていくことにしています。</p> <p>では、委員の皆さんから事前にいただいた質問について、担当課から説明を行いたいと思います。</p>
<p>子ども発達支援センター</p>	<p>質問番号18</p> <p>資料2の32ページに、ペアレントプログラムとペアレントトレーニングについて項目別に目標を設定してくださいというご意見です。</p> <p>これについては、ペアレントプログラム及びペアレントトレーニングを含めた子ども発達支援センターの取り組みについては、新プランへの記載、また、次期障がい福祉計画策定時に目標を設定してまいりたいと回答いたしました。これは、発達障がい者支援センターが国の施策でありまして、計画にはこちらを主に載せておりましたけれども、当センターは熊本市独自の事業であり、ここに記載されてこなかった経緯があります。今後の計画には記載</p>

	したいと考えております。
相藤会長	他にご意見はありますか。
宮田委員	資料7ページの就労移行支援事業所の達成率について、実績が目標値を達成していないということですが、これは熊本市の責任でもないし、就労移行支援事業所の責任でもないと思います。私たちの家族は就労移行支援という支援スタイルの事業所にお世話になったり、就労継続支援でA型の事業所にお世話になったりしていますが、問題は5時間以上働くとか、本人の言葉通りに希望を受け入れて訓練を施しても、よくて5割しか出勤できない。へたすると3割もできない。統合失調症や双極性の仲間はまだいいのです。うつの方は初めからそういうところになかなか行けないのです。私たちの家族にとっては、この制度でつくられた事業スタイル自体がそもそもおかしい。一言で言うと、仕組みの制度設計の誤り。厚労省には申し訳ないですが、あえて厳しい言葉で言うと中途半端なものをつくったために、成果が出ないのは当たり前です。この制度は改めるべきだと思います。そういうことを認識して、事業所や当事者、家族の意見を、国に上げていただければと思います。
相藤会長	ご要望という事でよろしいですか。他になければ次の議事に移ります。 (3) 新「熊本市障がい者プラン」の策定について では、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料3の熊本市障がい者プランの策定についてご説明します。 現行の熊本市の障がい者プランの計画期間が平成21年度から30年度までの10年間となっていることから、31年度からの新しい障がい者プランの策定作業を今年度中に行うこととなります。 今回、障がい者プランを策定するにあたっては、今年3月に策定された国の第4次障害者基本計画、そして昨年度に中間見直しが行われた熊本県の第5期障害者計画に基づいて作業を進める必要があります。 また、障がい者プランの策定にあたっては、障害者基本法の中で協議会での意見や障害者その他の関係者の意見を聴かなければならないとされていますので、障がい当事者や団体の皆さんをはじめとした多くの方から様々な意見を聴取する機会を設けていきたいと考えています。 では、ここから、新熊本市障がい者プランの構成案について説明します。 本日追加でお配りした資料3の追加資料でプランの全体の構成案をお示ししていますので、資料3と合わせて説明します。 最初に、計画策定の趣旨については、現在の障がい者プランを策定後、障害者差別解消法などの法整備や熊本地震を経験し、今後も障害者等を取り巻く環境や施策は大きく変化していくと考えられます。本市においても、障が

いのある人たちのニーズを把握しながら、今後の障がい者施策の更なる充実を図っていくために今年度中に障がい者プランを策定することにしていきます。

次に、計画の基本理念については、これまで本市が掲げてきた「自立と共生の地域づくり」という基本理念を引き継いで、国の法制度等の動向や、障がいのある方のニーズ等を踏まえ、「自立と共生のまちづくり」を基本理念に掲げたいと考えています。それによって、誰もが自分の能力を生かしてあらゆる分野の活動に参加できる環境づくりを総合的に推進するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方向を定めることとしています。

次に、計画の基本目標については、「自立と共生のまちづくり」という基本理念のもと、3つの基本目標（「障がいへの理解啓発と権利擁護」、「質の高い地域生活の実現」、「安心して暮らせる社会体制の整備」）を設定し、その達成に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施したいと考えています。

次に、計画の性格・位置づけについては、新しい障がい者プランは、現在のプランの理念を引き継ぐとともに、その実績や課題、本市の障がい福祉を取り巻く現状等を踏まえ、国や県の計画、本市の関連する計画と整合性を図りながら必要な施策について策定することとしています。

計画の期間は平成31年度から5年間とし、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うこととしています。

次に、計画の進行管理については、計画に定めた事項は定期的に進捗状況の調査や評価を行い、実績や達成状況等を障害者施策推進協議会に報告し、検証をすることで計画の効果的な推進を図っていくこととしています。

障がいのある人の現況として、障害者手帳所持者数、指定難病の受給者証所持者数などの統計データの記載を予定しています。また、当事者アンケート結果等から見える市の課題について記載を予定しています。

施策の体系については、現在のプランの体系をベースにしています。まず、基本理念「自立と共生のまちづくり」に基づいて、3つの基本目標を設定し、それぞれの目標に対して分野別施策を設定しています。そして、分野別施策毎に施策の方向性を整理して、個別の施策についてはその中で定めることとしています。基本目標については、施策の方向性をわかりやすく分類するために、今回から新たに3つに整理しています。また、施策の方向性がついていないものは、今回新たに施策の方向性に加えた項目になります。個別の施策だったものから、施策の方向性に加えたものもあります。

では、現プランからの変更点を中心に施策の体系（案）を説明します。

目標の「障がいへの理解啓発と権利擁護」について、現プランの分野別施策では一つだったものを、国の基本計画の中で障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進するとあることから、「理解啓発」と「差別解消・権利擁護」の二つに分けています。

目標の「質の高い地域生活の実現」については、個人への直接的な支援に関する分野別施策を集約しています。現プランからの変更点としては、新たに策定した第1期障がい児福祉計画の推進に向けて、「6障がい児支援の充実」を新たに分野別施策に加えしました。施策の方向性には、療育・相談支援体制の充実や発達障がい児への支援等を新たに加えています。また、これまで「雇用・就労」と「スポーツ・文化芸術」が一緒になっていたことから、分野別施策を二つに分けています。

目標の「安心して暮らせる社会体制の整備」については、社会における環境の整備に関する分野別施策を集約しています。熊本地震から得た課題や教訓を生かすために防災対策の推進、そして防犯対策を施策の方向性に加えました。

今後は、施策体系に合わせて、個別の施策を入れていくこととなりますが、今日の会議でいただいた意見や当事者アンケートの結果などを踏まえながら、素案の作成を進めていきたいと考えています。

スケジュールについては、7月にプランの骨格を作成し、本日資料として説明をしているところです。今後は、当事者アンケートや団体からの意見聴取を踏まえて11月をめどに素案の作成をしたいと考えています。その後、パブリックコメントなどを踏まえて来年2月をめどに最終案を作成し、3月に計画の決定・公表を行う予定としています。

この施策推進協議会は、今年度は11月と2月を予定しており、次回は素案を示してご意見をいただく予定です。

当事者アンケートについては、計画策定にあたって必要な基礎資料を得ることを目的として、障害児・者の生活状況や社会参加状況、サービスの利用状況等の実情とニーズ及び課題を把握するために実施しています。調査の対象者は、市内に居住する身体・療育・精神の手帳所持者、指定難病医療受給者証所持者、障害福祉サービス受給者を対象に3,000人を無作為抽出しました。調査方法や期間は記載のとおりです。調査項目については、委員の皆さんから事前にいただいた意見を参考に項目を定めさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

現在、集計作業を行っていますので、調査結果については、素案を作成する際に反映させたいと考えております。

では、委員の皆さんから事前にいただいた質問について、担当課から説明

	<p>を行いたいと思います。新しいプランについては質問を3ついただいています。</p> <p>質問番号19</p> <p>ご意見として、平成29年度になかった事業で30年度に始まった事業があれば、30年度の目標を記載して欲しいということでございます。</p> <p>新しいプランについては、障がいのある方、支援者の方、関係の皆さん方にご意見をいただきながら内容を検討するとともに、最新の制度、近年の社会情勢を踏まえまして、確定をしていきたいと考えております。新たな事業や新たな制度についても盛り込んでいくこととしております。</p> <p>質問番号20</p> <p>子ども発達の人数を記載できないだろうか。放課後デイや相談体制の実績から人数の変化を求められないか、ということでございます。</p> <p>発達障がいのある子どもの人数の記載に関するご意見ですが、新しいプランの策定を進めるにあたっての参考にさせていただきたいと考えています。</p> <p>質問番号21</p> <p>最後に共生型サービスの実績と目標を新たに設けてはどうか、といったご意見です。</p> <p>ご存知のとおり共生型サービスというのは、今年の4月に制度改正で新たに盛り込まれたサービスの類型といたしますが、指定の方法ですけれども、現時点におきましては、県、市ともに指定の実績はございません。県の状況としては、現在、高齢福祉サービスの事業所を営んでいて、新たに放デイをしたいという相談らしきものがあるけれども、具体的に様式を渡すとか、そういうことには至っていない、ただ話を聞きにきた案件が2件あるということです。現在、障害福祉サービスを営んでいて、その後も高齢者サービスのために指定を取りたいというような相談は、県、市あわせて、相談を含めまして、全くあっていない現状です。各事業所や介護人材、社会資源を最大限有効活用しなくてはなりませんので、そのためにも今後とも自立支援協議会の相談部会や、高齢介護福祉の部会等様々な機会を捉えて、今後とも制度周知に努めてまいる所存でございます。</p> <p>数値目標のことですが、他都市の状況を踏まえ、新プランへの反映をどうするかということも検討してまいりたいと考えております。</p>
相藤会長	<p>ただいまの説明についてご質問等はありませんか。</p> <p>新プランの策定にあたって、いただいたご意見については反映について検討されていきますので、ご意見があればお願いします。</p>
宮田委員	<p>前回の当協議会か、別な会議だったかもしれませんが、基本的に2009年に自立支援法違憲訴訟の後に基本合意というのが司法文書として出てい</p>

	<p>ます。この緑色の冊子については、以前、障がい保健福祉課の皆さんに配布し、普及してくださいということでお渡ししています。司法文書ですので、国の障がい施策の方向性について無視できない基本文書です。それを市の担当者の皆さんは学習して踏まえていただきたいのと、それに基づいて総合福祉部会で2010年に骨格提言がなされている。これは内閣府として出した文書なので、これも公的な施策については方向性をはっきり示した文書ですが、残念ながら今の厚生労働省も施策の方向性は必ずしもそれと一致しておらず、共生サービスについても、それらの合意や一旦決めたことを無視しているような方向性です。</p> <p>そういう矛盾がある制度を皆さんが施行される、政策として推進されるときは、絶対にしわ寄せが来ます。まず行政の皆さんに一番ガツンと来るんですよね。それから、私たち当事者に最終的に戻ってくるんですけれども。そういうことを踏まえておいてほしいというのと、その上に立って基本法の改正が行われましたし、解消法ができましたし、県の共生条例もこれに組み合っただけで一致しているわけですけれども、やはり根底は、世界スタンダードである権利条約だという、その流れをスタッフの皆さんの中に脈々と根付いているかな、と前回もどこかの会議で提案して、資料もお渡ししましたけれども、必ずしも入っていないのかなと思います。</p> <p>私が心配するのは、皆さんが私たちの要求をやってくれないということではないんです。行政の窓口が判断に一番苦しむのです。そういうとき、我々が協力できる体制になれるかどうかというのは、その基本的なニーズをきちんと押さえているかどうか、これは社会科学的にきちんと分析してつくられたものなのに、やはり制度の流れという大きなものと拮抗してうまくいかないことがあるかもしれないが、われわれのニーズの根底にあるということ、を、文言になっているわけなので、ぜひとも知っておいてほしいし、ぜひ身に付けていただきたいと再度お願いします。</p>
松村委員	<p>ここに集まっている皆さんは次期の障がい者プランについては大きな期待を込めて、またそれに対してそれぞれ力の限り意見、提案等を出されるという思いを共有していると感じました。これも意見としてお伝えしたいと思いますが、突き詰めて言うと、この1点かと思います。何かというと、次期プランは「自立と共生のまちづくり」を基本理念にしている。この計画の5年後、2023年度には熊本市は、「自立と共生のまちがつけられました」となることがこの計画の最終目標なので、来年の3月に計画を作りました、はい、おしまいです、ということでは決してなく、そこがスタートであると思っています。</p> <p>そこで、質問に回答いただきましたように、新プランを策定するに当たっ</p>

て、当事者や関係者に意見を聴くというのはその通りであります。意見を聴く対象として、あえて言うと、熊本市における福祉を身近に感じている人たちだけでないところにきちんと意見を聴いていただきたいと思います。先ほど委員から「いてもいいけど関わらないで」という思いが、潜在的に多くの人たちにあるという話が出ました。小学校の頃から差別や偏見をなくすようにしてもらいたいという意見も出ました。ここで出たご意見から考えても、福祉に目を向けている人ばかりではないのではないのか。ただ自立と共生のまちをつくるためには、そういう人たちも含めて、全ての熊本の人たちに対してプランが意味のあるものでなければならないと強く思います。

具体的に言えば、PTAも意見を聴く対象になるかもしれませんが、知的障害教育校PTA連合会と、熊本県PTA連合会は別の組織だったと思います。例えば、まちづくりについても障がい者が施設から地域へということで、施設から地域に移行することは賛成だけでも、自分たちの町にグループホームをつくるのはちょっと、という話もよく聞きます。そのように総論賛成、各論うんぬんという気持ちを、いかにそこを乗り越えていくプランにするのかと強く思っています。

企業であっても、障害者職業センターの方々が積極的に関わっている人事担当者等ばかりでなく、例えば経営者協会とか商工会議所とか、障がいとは全く関係ない、いわゆる経済の中心にいるような人たちに対して、障がい者雇用をどのように考えているのかとか、学校も、進級・進学を軸に置いた教育を考えている人たちに対して、その中で障がいのある子どもたちをどう考えているのかとか、住みやすいまちづくりをやっていこうとしている地域の方々に対して、あなたたちのまちに障がい者が来ることについてどう考えているのかとか、あえて耳障りのいい意見ばかりではない声もきちんと聞いて、それにどう向き合うかということ、きちんとプランの中に織り込みながら、5年後に自立と共生のまちができたとなるように、5年後一括してチェックをするのではなくて、毎年あるいは数カ月ごとにチェックをし、チェックに終わらずに、チェックしたことを新たに転換して、具体的に見直しを図るのか、ということプランの中にきちんとその手法を明記していただいて、このプランが本当に血の通うものにしていただきたい。そのためにこれから半年間、色々な方々がここで色々な意見を言っていただきたい。

今日は教育委員会の方も来られていないということでしたけれども、後2回この会があると先ほど伺いました。当然2回目、3回目は教育委員会の方も来られるはずと私たちは期待しています。まちづくりの担当の方も来られるはず、と期待しています。もっと言えば、熊本地震を経て防災のことを考えているということであれば、防災関係の方、福祉避難所の担当、おそらく

	<p>皆さんと一緒に話を聞いていただけるものだと思っています。さらには、相模原事件も踏まえてということであれば、防犯、警察であったりとか、そういう方々も、我々の声を聴いていただくということで、この会あるいは色々な市の会合にも福祉部門だけでない方々が恐らく来られるだろう。それは市の皆さん自身が連携すると言っているのだから、私たちは期待を込めて、次の会議により多くの部局の方がお見えになれることを願っています。</p> <p>そうすることが、先ほど私がお願いしたプランづくりの具体的な動きにつながっていくのではないかと期待しますので、ぜひ皆さんと一緒に色々な意見を交わしたいと思っています。</p>
中山委員	<p>お願いが1点あります。資料等には、331疾患を対象とした指定難病受給者証所持者を対象に難病者の数値が用いられています。一方、総合支援法上では359疾患を対象としているところです。</p> <p>いわゆる一般社会においては、難病とは指定難病医療受給者証の取得者だというイメージが出来上がっているのではないかとということです。熊本市のアンケート調査も受給者証所持者を対象に行われています。しかし、アメリカ疾病予防管理センター（CDC）では、難病は6,200あるとしていますし、厚労省でも5,000から7,000あると説明しています。</p> <p>よって、共生社会における対象者、差別解消法の対象、雇用上の配慮の必要な人という観点からすれば、アンケートを行う際の表記においては、「今回は指定難病医療受給者証の方を対象に数値化しています。」だとか、「総合支援法上の対象者を数値かしています」といったフォローの文章があれば、未指定難病者も取り残され感がないですむのかな、と思います。</p> <p>例えば、関節リウマチの患者さんは熊本市内に相当数の方がお住まいです。ただ、指定難病になっていないため把握は困難な状況です。指定は悪性リウマチだけに限定されています。リウマチ友の会の会長さんが熊本市自立支援協議会の委員になって居られるのですが、指定難病の対象ではないけれども、難病の方のことを伝えたいと言われている。このように実際には幅が広いこともあるので、表記等についてはぜひとも検討して頂きたいのです。</p>
障がい保健福祉課長	<p>松村委員からのご意見に対しまして、実は、私から関係課長に会議出席を直接依頼していたのですが、行き届いていないところがありました。次回はきちんと対応したいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>中山委員のご意見につきましては、難病の数は非常に多く、国がデータベースを整備するということなので、それを活用できないかということを検討させていただきながら、プランへの反映をいかにしていくか考えていきたいと思っています。</p>
西委員	<p>中山委員の事前質問で、共生型サービスのことがありましたけれども、国</p>

	<p>の方針がはっきりしていないところがあるかと思います。最初、共生型は障がいのある方が65歳になった時のためと強調されていたように思います。実際問題として、今の状況だと、高齢者のサービス事業所が障がい者を受け入れるという方向がやりやすいというような感じを受け止めたのですね。そうやって来ると、利用する私たちの娘、息子側からするとなかなか飛びつきにくいこともあると思います。その辺、国の方針が揺れる中で、目標値を挙げてというのは難しいところがあるのかなと思っています。</p> <p>別の話ですけれども、地域で家族と一緒に暮らすことを希望される方々の中にも、共生をしていきたいという方々もたくさんおられるけれども、介護サービスであったり、色々な人材が全てにおいて足りなくなっている。これは全国的なレベルの話ですので、難しいとは思いますが、プランの中に啓発と同時に、一般の方々が人材として障がいのある方を受け入れるようなビジョンというか、それを含めた啓発というか、そういうことをお願いできないだろうかと思っています。</p>
障がい保健福祉課長	<p>共生型サービスについてですが、私どもも高齢者施設に若い方が行かれるのは少し抵抗があるのかなと思いつつ、障がい者施策を今まで利用されていた方がそのまま延長されるというのは抵抗なく受け入れていただけというか、喜んでいただけるのかなと考えていました。そう言った意味で、共生型の申請が出て来ると考えたのですけれども、いま現在、問い合わせすらない状態なので、その原因は何かということを我々も研究させていただいて、それについて数値目標を達するようであれば、それはやらせていただきたいと思っています。</p> <p>人手不足はどここの業界でも起きています。農協の会議にタクシー会社が来て、運転手を募集するような話も聞きます。それだけ、どの業界も人手不足の状況があります。この問題をどう解決していくかということ、考えさせていただきと思っています。</p>
相藤会長	<p>それでは時間も迫ってきましたので、本日の協議会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>
進行	<p>3 閉会</p> <p>これを持ちまして、平成30年度第1回熊本市障害者施策推進協議会を終了いたします。次回、平成30年度第2回熊本市障害者施策推進協議会は11月ごろを予定しております。</p> <p>長時間にわたるご審議ありがとうございました。</p>